## 【令和4年度 佐伯市保育料(保育所利用)月額】

	世帯の所得区分	対 象	4月1日現在の年齢		
階層区分			3歳未満児		備考
			標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	すべて	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	すべて	0	0	※1:「要保護世帯」と
第3階層 要保護世帯 <sub>※1</sub>	48,600円未満	第1子	5,350	5,300	は母子世帯、父子世帯、一障がい者の同居する世帯
		第2子以降※2	Ο	0	
第3階層	48,600円未満	第1子	11,700	11,600	※2:生計を一にしている子どものうち第2子以降の保育料は、大分にこ
		第2子以降※2	Ο	0	
第4階層	48,600円以上	第1子	5,400	5,400	にこ保育支援事業拡充等
要保護世帯※1	77,101円未満	第2子以降※2	0	0	により無料になります。
第4階層 多子範囲	48,600円以上 57,700円未満	第1子	18,000	17,800	■保育料の算定については、市町村民税所得割課税額(住宅借入金等特別税額性除、配当控除等を含まない)を算定の基礎としま、第1階層を除き、当該年度の4月から8月分までは前年度9月から3月分までは当該年度分の市町村民税まず
		第2子以降※2	Ο	0	
第4階層	57,700円以上 97,000円未満	第1子	18,000	17,800	
		第2子以降※2	Ο	0	
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	第1子	26,700	26,400	
		第2子以降※2	Ο	0	
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	第1子	36,600	36,100	
		第2子以降※2	0	0	
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	第1子	48,000	47,300	
		第2子以降※2	0	0	
第8階層	397,000円以上	第1子	62,400	61,500	ます。
		第2子以降※2	0	0	

## ■ ひとり親控除について(令和3年度新設)

令和2年度まで、ひとり親家庭のうち、婚姻歴(事実婚含む)のない場合は税法上の寡婦(夫) 控除が適用されていなかったため、平成30年9月より寡婦(夫)控除があったものとみなした 世帯に「みなし寡婦(夫)控除」を適用し負担軽減を図ってまいりましたが、令和3年度から は、ひとり親控除が新設されたため、申告・年末調整の際に適用することにより、控除を受け られるようになりました。

## ■ 保育料の算定について

市町村民税所得割課税額(住宅借入金等特別税額控除、配当控除等を含まない)を算定の基礎とします。

4月分~8月分:令和3年度の市町村民税(令和2年1月から令和2年12月までの収入に基

づくもの)の額により算定

9月分~3月分:令和4年度の市町村民税(令和3年中の収入に基づくもの)の額により算定

令和4年4月1日現在の保育料です。制度改正により変更される場合があります。

市町村民税の更正等により保育料が変更する場合があります。該当する方はこども福祉課に必ず連絡してください。

■ 4月1日現在の年齢が3歳以上の児童の保育所、認定こども園の保育料は無償です。 (幼稚園利用は満3歳児から無償です。)ただし、保育所等の給食費、帽子代、行事に係る費用 等は、保護者負担となります。